

シンガポールにおけるワークフェア所得補助制度

遠藤 聡

【目次】

はじめに

I シンガポールの福祉制度

- 1 中央積立基金の役割
- 2 医療保険制度

II プロGRESS・パッケージ制度

- 1 成長の配分
- 2 ワークフェア助成金制度
- 3 高齢者の医療費対策

III ワークフェア所得補助制度

- 1 中央積立基金制度の改革
- 2 自営業者・非正規労働者対策
- 3 メディセイブ拠出懸賞金
- 4 高齢者の長期的雇用対策

おわりに

はじめに

シンガポールで、2007年11月12日、「中央積立基金法2007年第2号改正法」(Central Provident Fund (Amendment No.2) Act 2007 以下「中央積立基金法改正法」という。^(注1))が制定された。同法の施行により、シンガポールの新しいワークフェア制度である「ワークフェア所得補助制度」(Workfare Income Supplement Scheme)が2008年1月1日から開始された。同制度は、主に低所得労働者、高齢労働者、低所得自営業者、非正規労働者を対象とする福祉制度であり、所得補助制度と医療補助制度を組み合わせたものである。

「勤労福祉」と訳されるワークフェア(workfare)は、「福祉から就労へ」(welfare to work)とも呼ばれ、福祉手当の受給者に対

して勤労を要求する制度である。1996年のアメリカのクリントン(William J. Clinton)政権や、1997年のイギリスのブレア(Anthony L. Blair)政権による福祉改革の際に注目された。

シンガポールでは、2006年から、前年に勤労実績のある低所得者に対して助成金を支給する「ワークフェア助成金制度」(Workfare Bonus Scheme)が実施された。今回の法改正により、この所得補助制度に、新たに医療補助制度が組み入れられることとなった。

本稿では、まず、シンガポールにおける福祉制度について、中央積立基金の役割を中心に概説する。つぎに、ワークフェア助成金制度の導入を推進した「プロGRESS・パッケージ制度」(Progress Package Scheme)について概説する。その上で、中央積立基金法改正法によって開始されたワークフェア所得補助制度の概要について紹介する。

I シンガポールの福祉制度

2006年の統計によると、シンガポールの人口関連指数は、以下のとおりである。^(注2)シンガポール市民(市民権または永住権取得者)の総人口は448万3,900人(年増加率3.3%)、うち国内居住者は360万8,500人(同1.8%)である。年齢構成についてみると、扶養割合(高齢者1人あたりの扶養年齢者数)は8.5人、児童割合(扶養年齢者100人あたりの児童数)は26.8人、高齢者割合(扶養年齢者100人あたりの高齢者数)は11.8人である(児童は15歳未満、扶養年齢者は15歳以上65歳未満、高齢者は65歳以上)。2001年の統計では、扶養割合は9.7人、児童割

合は30.7人、高齢者割合は10.3人であり、人口動態における少子化傾向および高齢化傾向が顕著であるといえる。

2006年の就労状況は、以下のとおりである。^(注3)
シンガポール市民の全体数では、労働力人口は259万4,100人、就労者は250万5,800人、失業者は8万8,300人、失業率（分母は経済活動人口）は2.7%である。このうち国内居住者では、労働力人口は188万800人、就労者は179万6,700人、失業者は8万4,200人であり、失業率は3.5%、労働力参加率（15歳以上）は65.0%である。年齢別の労働力参加率をみると、20歳代から40歳代まではおおそ80%を超えているのに対し、55歳から59歳は63.5%、60歳から64歳は43.9%、65歳から69歳は25.3%、70歳から74歳は13.2%、75歳以上は3.9%となる。^(注4)

以上のことから、福祉制度において、低所得者のみならず高齢者に対する公的扶助制度の拡充と再整備が必要となっているといえる。

1 中央積立基金の役割

シンガポールでは、福祉制度として全国民を対象とした賦課方式による年金制度や医療保険制度は存在せず、中央積立基金（Central Provident Fund 以下 CPF という。）を中核とする個人単位の積立方式による福祉制度が構築されている。

CPF は、イギリス植民地時代の1953年に制定された「中央積立基金条例」（Central Provident Fund Ordinance）に基づき、1955年に設立された。同条例は、1959年のシンガポール自治州の成立、1963年のマレーシア連邦への1州としての加入、1965年の分離独立後、1968年に「中央積立基金法」（Central Provident Fund Act）^(注5)に名称を変更した。現在、CPF は、人材省（Ministry of Manpower 以下 MOM という。）管轄下の法定機関（Statutory Board）である中央積立基金庁（Central Provident Fund

Board 以下 CPF Board という。）が所轄している。なお、同じくイギリスの植民地であったマレーシアでは、現在、1951年に設立された「被雇用者積立基金」（Employees Provident Fund=EPF）^(注6)がマレーシア財務省の管轄下に置かれている。^(注7)

CPF 制度は、シンガポールの市民権取得者および永住権取得者すべてを対象とする個人単位の強制的貯蓄制度である。被雇用者と雇用主が給与の一定の割合を被雇用者の口座に積み立て、当該口座から退職後の生活費、住宅の購入費、高額な医療費、医療保険の保険料、教育費などの支払いのために積立金を引き出す制度である。^(注8)

月収500ドルを超える被雇用者、月収50ドルを超える被雇用者を雇用する雇用主に、CPF への拠出義務がある（1シンガポールドル=約79円）。拠出額は、賃金に拠出率を掛けた金額を雇用主と被雇用者がそれぞれ負担することになり、年齢によって拠出率が異なる（表1参照）。年間拠出限度額は4,500ドルである。

加入対象者は、2006年12月現在、309万9,559人となっており、このうち最近3か月間に1回以上の拠出金支払いのある現役加入者は146万1,948人である。^(注9)2006年12月現在の積立金の総残額は1,258億308万ドルである。^(注10)

拠出金は、普通口座（Ordinary Account）、特別口座（Special Account）、メディセイブ口座（Medisave Account）の3つの個人口座に分配して積み立てられる（表1参照）。

普通口座は、住宅購入、CPF 保険、投資、教育費のために積み立てられる。特別口座は、高齢者用として、または不慮の事故、退職関連金融商品への投資のために積み立てられる。メディセイブ口座は、入院費用、医療保険の支払いのために積み立てられる。積立金には最低年利2.5%が政府によって保証されており、積立金および利子収入は非課税である。

表1 CPF（中央積立基金）拠出率（2006年）

被雇用者 年 齢	拠出率 (%)		内訳 (%)			合 計	拠出限度額 (\$)**
	雇用主	被雇用者	普通口座	特別口座	MS *口座		
35歳以下	13	20	22	5	6	33	4,500
36～45歳	13	20	20	6	7	33	
46～50歳	13	20	18	7	8	33	
51～55歳	9	18	12	7	8	27	
56～60歳	6	12.5	10.5		8	18.5	
61～65歳	3.5	7.5	2.5		8.5	11	
66歳以上	3.5	5			8.5	8.5	

(出典) “Annex A. Rates of CPF Contribution, 1955-2006,” *Saving for Retirement, Central Provident Fund Board Annual Report 2006*. Central Provident Fund Board サ イ ト (<http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/FE01CC32-E58C-4E4A-97A1-483E797A543E/0/AR2006PDF.pdf>)

* Medisave(メディセイブ) ** 1\$=約79円

2 医療保険制度

CPF Boardによる医療保険制度には、前述した強制加入であるメディセイブ (Medisave) のほか、任意加入であるメディシールド (MediShield)^(注11)がある。

メディセイブは、1984年に導入された医療のための強制的貯蓄制度である。加入者本人および家族の医療費は、退職後も引き出すことができる。加入者には、自身のメディセイブ口座に3万3,000ドルの拠出金を積み立てること、55歳までに退職後の医療費として最低積立額2万8,000ドルを積み立てることが求められる。

引き出し可能額は、入院費用として1日あたり300ドルから400ドルまで、外科治療費として1日あたり150ドルから200ドルまでである。慢性疾患の外来治療費としては、1年あたり300ドルまでとなっている。2006年の年間の引き出し総件数は63万3,316件であり、引き出し総額は4億4,460万ドルであった。

メディセイブは、自営業者も対象となる。年収6,000ドルを超える自営業者に対しては、35歳未満では年間収入の6%、35歳以上45歳未満では7%、45歳以上では8%の拠出が求められる。

メディシールドは、1990年に導入された補足的医療保険制度であり、任意加入となっている。長期にわたる疾病または重病に対する高額な医療費の支払いに備える保険制度であり、掛け金はメディセイブ口座から支払われる。

年間の掛け金は30ドルから705ドルまでに分かれており、被保険者の年齢によって金額が異なる。保険金の請求限度額は、年間で5万ドル、生涯で20万ドルである。2006年12月現在、CPF加入者および扶養者の276万3,673人がメディシールドに加入している。2006年においては、13万5,971件の請求件数に対して、1億1,560万ドルの保険金が支払われた。

この他に、生活困窮者の医療費の補助のために政府が設立した寄付基金であるメディファンド (Medifund) がある。メディセイブやメディシールドの対象であるにもかかわらず、供出金や掛け金を積み立てていないため補助金を受け取ることができない者に対するセーフティネットとしての役割を、メディファンドは果たす。メディファンドは、1993年に22億ドルの基本資金で発足し、その後、財政黒字の際に政府により追加資金が繰り入れられている。

2002年には、長期介護が必要とされる身体障

害者に対して財政的な保護を提供する障害者保険制度として、エルダーシールド (ElderShield) が厚生省 (Ministry of Health=MOH) によって開始された。同制度は、重度障害者の自己負担費用の一部として、一定期間、補助金を支払うものである。シンガポール市民または永住権取得者で、かつ CPF 加入者で40歳以上の者は、本人の拒否がなければ、自動的に同制度に加入させられる。掛け金は、CPF 加入者のメディセイブ口座から充当される。CPF 加入者は、メディセイブ口座の積立金を、本人の両親、配偶者、祖父母、子供の掛け金として支払うことができる。

II プログレス・パッケージ制度

2006年2月、シンガポール政府は、シンガポール市民に対する余剰分配構想 (surplus sharing initiative) として、「プログレス・パッケージ制度」(Progress Package Scheme)を開始した。この名称は、リー・シェンロン (Lee Hsien Loong) 首相が唱えた「成長を通じて機会を提供し、成功のためにシンガポールを再生する」(Providing Opportunities through Growth, Remaking Singapore for Success) から付けられた。

同制度の主な柱は、①低所得者に対する成長の配分、②低所得者に対するワークフェア助成金の給付、③公共料金還付 (Utilities-Save=U-Save)、住宅の修繕維持費 (Service & Conservancy Charge=S&CC) 還付、賃貸料還付、④CPFの特別 (退職) 口座、メディセイブ口座への補給、⑤教育基金としてのオポチュニティ・ファンド (Opportunity Fund) の設立、⑥国家公務員 (National Service=NS) 40周年記念賞与の支給である^(注12)。

このうち、本稿では、低所得者に対する措置である①成長の配分、②ワークフェア助成金に

ついて、また、④に関連して高齢者の医療費対策について概説する。なお、後述するワークフェア所得補助制度の開始にともない、プログレス・パッケージ制度は、2008年1月2日に終了した。

1 成長の配分

プログレス・パッケージ制度における成長の配分 (Growth Dividends) 計画は、すべてのシンガポール市民に対して成長の果実を分け与えることを目的とした^(注13)。すべての成人であるシンガポール市民に対して、政府の余剰金が配分され、とくに低所得者および小規模住宅居住者に対しては、より多くの配分金が給付された。

受給資格者は、①シンガポール市民であること、②2005年12月31日現在で21歳以上であること、③2006年12月31日までにプログレス・パッケージ制度に登録した者とされた。

受給額は、以下のように、住宅評価額と課税所得額によって異なる。

住宅評価額については、2005年12月31日現在の国民登録IDカード (National Registration Identification Card 以下NRICという。)に基づく内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore 以下IRASという。)による評価で、2005年における住宅の年間評価額を、(a)6,000ドル未満、(b)6,000ドル以上1万ドル未満、(c)1万ドル以上、の3つに分類する。

課税所得額については、IRASの評価による2004年の所得に対する2005年の課税所得を、(a)2万4,000ドル未満、(b)2万4,000ドル以上、の2つに分類する。

このような分類を基に、所得の再分配を目的として、以下のように成長の配分が実施された。

住宅の年間評価額が6,000ドル未満の者には、課税所得が2万4,000ドル未満の場合は800ドル、それ以上の場合は600ドルを給付する。

住宅の年間評価額が6,000ドル以上1万ドル未満の者には、課税所得が2万4,000ドル未満

の場合は600ドル、それ以上の場合は400ドルを給付する。

住宅の年間評価額が1万ドル以上の者には、課税所得に関係なく200ドルを給付する。

2 ワークフェア助成金制度

ワークフェア助成金制度（Workfare Bonus Scheme 以下 WBS という。）は、低所得労働者および高齢労働者の常時の生産的な勤労に対する報奨金として現金を給付する制度である。2005年の勤労に対するワークフェア助成金は2006年5月に、2006年の勤労に対するワークフェア助成金は2007年5月に給付された。

2007年に給付されるワークフェア助成金の受給資格は、①シンガポール市民であること、②2006年において6か月以上の期間、被雇用者であった、または自営業者であったこと、③2006年中にプロGRESS・パッケージ制度に登録していること、④2006年12月31日現在で40歳以上であること、⑤2006年12月31日現在で、年間評価額1万ドル以下の住宅に居住していること、⑥2006年中の平均月収が1,500ドル以下である者とされた。

勤労実績および所得額については、CPF 加入者または CPF へ拠出義務のある雇用主に雇われた労働者に関する情報は、WBS に対して自動的に照合される。自営業者の場合は、IRAS に申告した所得税申告によって評定される。上記以外の者は、所得証明を CPF Board に提出しなければならない。

ワークフェア助成金の金額は、平均月収によって異なり、上限は600ドルである。平均月収が400ドル以下の場合は1.5か月分の給与または75ドルのいずれか高い金額が、平均月収が400ドルを超え900ドル以下の場合は600ドルが、平均月収が900ドルを超え1,200ドル以下の場合は400ドルが、平均月収が1,200ドルを超え1,500ドル以下の場合は200ドルが給付される。

ワークフェア助成金は、その10%にあたる金額が当該者の CPF のメディセイブ口座に充当され、将来の医療費のために積み立てられる。残りの90%にあたる金額が現金で給付され、銀行振込みまたは小切手で受取ることになる。

3 高齢者の医療費対策

高齢者および退職者の医療費対策のために、CPF の特別（退職）口座およびメディセイブ^(注14)口座への補給が実施された。2005年12月31日現在で50歳以上のシンガポール市民は、退職後の生活費のため積み立てられる特別（退職）口座および医療費のために積み立てられるメディセイブ口座に補給金が給付された。

補給金額は、以下のように、2005年12月31日現在の年齢と居住住宅の年間評価額によって異なる。年齢については、(a)50歳以上60歳未満、(b)60歳以上、の2つに分類する。住宅評価額については、前述した成長の配分と同じく、(a)6,000ドル未満、(b)6,000ドル以上1万ドル未満、(c)1万ドル以上、の3つに分類する。

このような分類を基に、以下のように補給金の給付が実施された。

年齢が50歳以上60歳未満の者には、住宅の評価額が6,000ドル未満の場合は600ドル、6,000ドル以上1万ドル未満の場合は400ドル、1万ドル以上の場合は100ドルを給付する。

年齢が60歳以上の者には、住宅の評価額が6,000ドル未満の場合は800ドル、6,000ドル以上1万ドル未満の場合は600ドル、1万ドル以上の場合は200ドルを給付する。

上記金額の50%は、当該者の CPF の特別（退職）口座に、50%はメディセイブ口座に充当される。

Ⅲ ワークフェア所得補助制度

前述したように、ワークフェア所得補助

(Workfare Income Supplement 以下 WIS という。) 制度 (Scheme) を導入するために、2007年11月22日、中央積立基金法が改正され^(注15)、2008年1月1日から WIS 制度が開始された。WIS 制度開始に際して、CPF Board は、『ワークフェア所得補助制度ガイドブック』等の英語版、華語 (標準中国語 = 北京語 = Mandarin) 版、マレー語版、タミル語版を刊行し、WIS 制度の国民への周知を図った。

1 中央積立基金制度の改革

2007年2月16日、MOM は、新しいワークフェア制度である WIS 計画を発表した^(注17)。それまでの CPF 制度では、国際競争の結果による労働者所得の低迷および構造的失業により影響を受ける高齢の低所得労働者に対して適応できないということが、その理由とされた。現行の CPF 制度を改革することにより、高齢労働者、自営業者、非正規労働者に代表される低所得労働者に対する労働・福祉政策を、CPF 制度に組み入れることが目指された。

『ワークフェア所得補助制度ガイドブック』によれば、WIS の概要は以下のとおりである。

① WIS は、高齢の低所得労働者に対して、雇用を継続させるため、または退職後の生活状況を改善するために給付される。

② WIS は、CPF 制度と連携する。高齢の低所得労働者の CPF 拠出率を低減することで、賃金の手取り額を増やし、また雇用可能性 (employability) を強化する。

③ WIS は、正規の被雇用者に対しては、現金での支払いおよび CPF の各口座への充当として給付される。自営業者および非正規労働者に対しては、CPF のメディセイブ口座への充当のみとして給付される。

WIS の受給資格は、①シンガポール市民であること、②2007年12月31日現在で、35歳以上であること、③2007年中において、6か月の間に3か月以上の勤労実績があること、または6

か月分の勤労実績があること、④平均月収が1,500ドル以下であること、⑤2006年12月31日現在で、年間評価額1万ドル以下の住居に居住している者とされた。

2006年から2007年まで実施された WBS と比較すると、平均月収や住居評価額については同じ条件であるが、前年の勤労実績が6か月以上から実質的には3か月以上に緩和されるとともに、対象とされる年齢が40歳以上から35歳以上に引き下げられた。これにより、WIS 対象者が増加することが見込まれた。2007年12月18日の政府による発表では、2008年1月1日に WIS 給付を受ける労働者を28万7,000人であると推計した^(注18)。

2 自営業者・非正規労働者対策

前述したように、CPF 制度は、加入対象者を、月収500ドルを超える被雇用者と想定しており、かつメディセイブに関しては、年収6,000ドルを超える自営業者も加入対象とした。すなわち、低所得である自営業者 (self-employed persons=SEPs) および非正規労働者 (informal workers) は、CPF 制度から排除されてきた。これらの者においては、CPF の拠出金を支払う経済的余裕がない場合も想起される。

新制度である WIS 制度では、低所得の自営業者・非正規労働者に対して、拠出金の減額が行われるとともに、当該者の将来における医療費に対する保険となるメディセイブ口座に WIS 全額を充当することとした。さらに、高齢者に対する WIS を増額した。

WIS を受給するためには、CPF Board に登録する必要があるが、以前に登録したことの自営業者・非正規労働者は、新たに登録する必要はない。それ以外の者は、NRIC を提示して CPF Board に登録しなければならない。

2008年の WIS は、被雇用者の場合は、2008年1月1日と4月1日の2回、自営業者・非正

規労働者の場合は、1月1日と5月1日の2回、給付される。金額は、平均月収および年齢によって異なる。被雇用者の場合は、年間2回合計で年齢に応じて最高額900ドルから2,400ドルが給付され、100ドルあたりで29ドル相当が現金で、71ドル相当がCPFの各口座に充当される(表2参照)。自営業者・非正規労働者の場合は、年間の2回合計で年齢に応じて最高額600ドルから1,600ドルが給付され、全額がCPFのメディセイブ口座に充当される(表3、表4参照)。

自営業者・非正規労働者が2008年のWISを受給するためには、2007年の所得額に応じて、CPFのメディセイブ口座に拠出金を積み立てなければならない。2007年11月30日までに、2007年上半期の平均月収に応じた拠出金を積み立てれば、2008年1月1日に第1回目の給付が行われ、2008年3月31日までに2007年の平均月収に応じた拠出金を積み立てれば、5月1日に第2回目(最終)の給付が行われる。

たとえば、40歳の非正規労働者の場合は、以下のようなになる。2007年上半期の平均月収が

400ドルであった場合、2007年11月30日までに拠出金60ドルを積み立てれば、2008年1月1日にWISが240ドル給付される(表3参照)。その後、2007年1年間の平均月収が600ドルとなった場合、拠出金総額が180ドルとなり、積み立て済の60ドルを差し引いた120ドルを3月31日までに積み立てれば、WIS総額が600ドルとなり、給付済の240ドルを差し引いた360ドルが5月1日に給付される(表4参照)。

62歳の自営業者の場合は、以下のようなになる。2007年上半期の平均月収が1,000ドルであった場合、2007年11月30日までに拠出金169ドルを積み立てれば、2008年1月1日にWISが800ドル給付される(表3参照)。その後、所得申告により2007年の平均月収が1,000ドルであると証明された場合、拠出金総額が339ドルとなり、積み立て済の169ドルを差し引いた170ドルを3月31日までに積み立てれば、WIS総額が1,600ドルとなり、給付済の800ドルを差し引いた800ドルが5月1日に給付される(表4参照)。

表2 被雇用者のWIS(ワークフェア所得補助)給付金

2007年 平均 月収 (\$)*	2007年の年齢											
	35歳以上45歳未満			45歳以上55歳未満			55歳以上60歳未満			60歳以上		
	給付額											
	総額	現金	CPF**	総額	現金	CPF	総額	現金	CPF	総額	現金	CPF
200	360	103	257	480	138	342	580	166	414	580	166	414
400	720	206	514	960	275	685	1,193	341	852	1,193	341	852
600	900	258	642	1,200	343	857	1,560	446	1,114	1,680	480	1,200
800	900	258	642	1,200	343	857	1,680	480	1,200	2,040	583	1,457
1,000	900	258	642	1,200	343	857	1,800	515	1,285	2,400	686	1,714
1,200	540	155	385	720	206	514	1,080	309	771	1,440	412	1,028
1,400	180	52	128	240	69	171	360	103	480	480	138	342

(出典) “Table 1: Employees’ WIS Benefits,” *Workfare Income Supplement Scheme: Encouraging Older Low-Wage Workers to Stay Employed and Save for the Future*, Central Provident Fund Board, p.7. Central Provident Fund Board サイト http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/A8A09AC2-2797-44CC-99DC-DABC8EAB616C/0/WISFlyer_ENG.pdf; “Central Provident Fund Board サイト http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/2BE8F97B-E10C-4BC9-BC86-2D60C6B0C162/0/WIS_EEBenefits.pdf

* 1 \$ = 約79円 ** CPF=Central Provident Fund (中央積立基金)

表3 自営業者のメディセイブ拠出金：

2007年勤労に対する初回のWIS(ワークフェア所得補助)支払い

2007年 平均見積 月収(\$)*	2007年の年齢						
		35歳	36~44歳	45歳	46~54歳	55~59歳	60歳以上
		2007年11月30日までの拠出金**					
200	拠出金	26	30	30	33	33	33
	給付金	120	120	160	160	193	193
400	拠出金	52	60	60	67	67	67
	給付金	240	240	320	320	398	398
600	拠出金	78	90	90	101	101	101
	給付金	300	300	400	400	520	560
800	拠出金	104	120	120	135	135	135
	給付金	300	300	400	400	560	680
1,000	拠出金	130	150	150	169	169	169
	給付金	300	300	400	400	600	800
1,200	拠出金	312	360	360	407	407	407
	給付金	180	180	240	240	360	480
1,400	拠出金	494	570	570	645	645	645
	給付金	60	60	80	80	120	160

(出典) “Table 2: Self-Employed Medisave Contributions for First WIS Payment for work done in 2007,” *Workfare Income Supplement Scheme: Encouraging Older Low-Wage Workers to Stay Employed and Save for the Future*, Central Provident Fund Board, p.7. Central Provident Fund Board サイト http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/A8A09AC2-2797-44CC-99DC-DABC8EAB616C/0/WISFlyer_ENG.pdf; Central Provident Fund Board サイト http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/83675734-A2DA-485E-8F8B-0B6F8E601EF0/0/WIS_SEPBenefits.pdf

* 1 \$ = 約79円 ** メディセイブ口座へのWIS支払い

3 メディセイブ拠出懸賞金

WIS制度の主要な目的の1つは、自営業者・非正規労働者をCPF制度の中のメディセイブ制度に組み入れることによって、これらの者たちに将来的に発生するであろう、医療費の支払いに保険を掛けることである。その多くが低所得者である自営業者・非正規労働者がメディセイブ口座への拠出金を積み立てる動機付けとして、メディセイブ拠出懸賞金(Medisave Contribution Draw 以下MCDという。)が設けられた。^(注19)MCDは、メディセイブ口座に拠出金を積み立てた実績に応じて、年4回、懸賞金の抽選に参加できる仕組みである。

MCDへの参加資格者は、①シンガポール市

民である自営業者および非正規労働者、②平均月収が1,500ドル以下の者、③年間評価額1万ドル以下の住居に居住している者である。2008年のMCDに参加するためには、2007年の所得に応じたメディセイブ口座への拠出金を2008年4月30日までに、全額または一部積み立てる必要がある。

2007年の所得に応じたMCDの抽選は、第1回が2008年6月8日、第2回が9月8日、第3回が12月8日、第4回(大抽選会=Grand Draw)が2009年3月9日に行われる。第1回から第3回までの懸賞金は、一等賞が3,000ドル1本、二等賞が2,000ドル1本、三等賞が1,000ドル1本、残念賞が100ドル300本であり、第4

表4 自営業者のメディセイブ拠出金：

2007年勤労に対する2回目（最終）のWIS（ワークフェア所得補助）支払い

2007年 平均見積 月収（\$）*	2007年の年齢						
		35歳	36～44歳	45歳	46～54歳	55～59歳	60歳以上
		2008年3月31日までの拠出金**					
200	拠出金 給付金	52 240	60 240	60 320	67 320	67 387	67 387
400	拠出金 給付金	104 480	120 480	120 640	135 640	135 796	135 796
600	拠出金 給付金	156 600	180 600	180 800	203 800	203 1,040	203 1,120
800	拠出金 給付金	208 600	240 600	240 800	271 800	271 1,120	271 1,360
1,000	拠出金 給付金	260 600	300 600	300 800	339 800	339 1,200	339 1,600
1,200	拠出金 給付金	624 360	720 360	720 480	815 480	815 720	815 960
1,400	拠出金 給付金	988 120	1,140 120	1,140 160	1,291 160	1,291 240	1,291 320

（出典）“Table 3: Self-Employed Medisave Contributions for Second (Final) WIS Payment for work done in 2007,” *Workfare Income Supplement Scheme: Encouraging Older Low-Wage Workers to Stay Employed and Save for the Future*, Central Provident Fund Board, p.8. Central Provident Fund Board サイト〈http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/A8A09AC2-2797-44CC-99DC-DABC8EAB616C/0/WISFlyer_ENG.pdf〉; Central Provident Fund Board サイト〈http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/83675734-A2DA-485E-8F8B-0B6F8E601EF0/0/WIS_SEPBenefits.pdf〉

* 1 \$ = 約79円 ** メディセイブ口座へのWIS支払い

回の大抽選会の懸賞金は、一等賞が5,000ドル1本、二等賞が3,000ドル1本、三等賞が2,000ドル1本、残念賞が200ドル500本となっている。

各自のMCDの抽選ポイント数は、それぞれの抽選において、抽選日の1か月前までに積み立てたメディセイブ拠出金に比例する。1回の抽選における抽選ポイントは最大10ポイントで、4回の抽選で最大40ポイントとなる。1ポイントごとに1回の抽選チャンスが与えられる。メディセイブ拠出金の10%ごとに、それぞれ10%の抽選ポイントが与えられる。たとえば、拠出金の全額を積み立てていれば、抽選日ごとに10ポイントが与えられ、拠出が25%であれば2ポイント、50%であれば5ポイント、75%で

あれば7ポイントが与えられる。

当選者には、CPF Board から当選結果が郵送される。また、当選者は新聞紙上で公表される。

4 高齢者の長期的雇用対策

2007年8月9日の独立記念日集会におけるリー・シェンロン首相の演説（National Day Rally 2007 Speech）では、シンガポールの経済成長の実績を評価する一方で、所得格差の是正、教育水準の向上、高齢化社会への対応、高齢者の長期的雇用の推進、CPF制度の改革、住宅環境の向上などの課題が掲げられた。^{（注20）}

所得格差の是正に関しては、上層の者には、慈善事業、贈与行為、寄付行為を奨励する一方

で、下層の者には、労働生産性を向上させるために、ワークフェア制度を通じた職業訓練、スキルアップ、仕事の再設計 (job redesign) を強化することが強調された。

高齢者の長期的雇用に関しては、高齢化社会の到来に際して、高齢者に60歳代での長期的雇用を推し進めるべく、雇用主・被雇用者の意識改革、高齢者の再就職登録制度の設立、高齢者を雇用する雇用主や高齢労働者に対する報償となるワークフェア補助金 (Workfare Grant) の支給の必要性が訴えられた。

CPF 改革に関しては、後述するように、CPF 制度がセーフティネットとして、社会を下から支えることを目的として、CPF 積立金の政府保証金利の引上げ、CPF 特別 (退職) 口座の引出し可能年齢の引上げ、個人年金保険の拡充が提案された。

シンガポールにおける平均寿命は、CPF が設立された1955年には61歳であったが、2006年には80.4歳に上昇している (男性78.0歳、女性82.8歳^(注21))。前述した2006年における扶養割合 (高齢者1人あたりの扶養年齢者数) が8.5人であるの対し、2030年における同数値は4人と推計される^(注22)。こうした状況を背景に、シンガポール政府は、5つの CPF 改革を打ち出した^(注23)。

第1は、高齢者の「長期的雇用」 (Longer Employment) の推進である。現在、55歳から64歳までの労働力参加率が53.7%であるのに対し、2012年までに高齢者の再雇用を促進し、退職年齢を、現在の62歳から65歳に、将来的には67歳まで延長することを目指している。そのため、2008年1月1日から、高齢者に対する WIS の上限を、それまでの月額100ドル (年額1,200ドル) から、55歳以上60歳未満は150ドル (同1,800ドル) に、60歳以上は200ドル (同2,400ドル) に引き上げる。また、2012年1月までに、「再雇用法」 (Re-Employment Act) の制定が計画されている。

第2は、CPF 金利の引上げである。CPF 金利には、政府が最低年利2.5%を保証しているが、2008年1月1日から、普通口座では2万ドルまで、特別・メディセイブ・退職口座 (Special, Medisave and Retirement Accounts 以下 SMRA という^(注24)) では4万ドルまでの計6万ドルまでに、1%の特別金利が上乘せされた。さらに SMRA には、2年間4%の金利が保証された。

この他に、「生涯の支払い」 (Lifelong Payout) として、以下のことが挙げられている。

第3に、CPF 加入者の CPF 口座の残高が長期間におよぶ引き出しによってなくならないようにするために、引出し可能年齢 (Draw-Down Age = DDA) を引き上げる。

第4に、特別 (退職) 口座からの引出しを据え置くために、政府から、一度の据置助成金 (Deferent Bonus=D-Bonus)、または自発的な据置き者に対しては、毎年、自発的据置助成金 (Voluntary Deferment Bonus=V-Bonus) を支給する。

第5に、決められた年齢 (たとえば85歳) から支払いが開始される国民長寿保険制度 (National Longevity Insurance Scheme) を拡充する。

おわりに

以上に述べてきたように、シンガポールでは、2008年1月1日から新たなワークフェア制度である WIS 制度が開始された。シンガポールで、政府主導によるこうした労働・福祉政策を推進する背景には、以下の事情があることを理解しなければならないであろう。

第1は、シンガポールは都市国家であることである。面積699平方キロメートル (東京23区と同程度) のシンガポール島に、シンガポール市民約360万人、外国人約75万人が暮らしている^(注25) (1平方キロメートルあたりの人口密度

(注26)
6,369人)。

第2は、シンガポールは、1965年の独立以来、現在に至るまで、事実上、人民行動党 (People's Action Party=PAP) の一党支配下にあることである。(注27) 政権党の政策が実施しやすい政治環境にある。

第3に、シンガポールの好調な経済状況がある。GDPの推移をみると、2004年が1845億800万ドル(前年度比増加率13.7%)、2005年が1993億3480万ドル(同8.1%)、2006年が2169億9450万億ドル(同8.8%)であった。(注28)

こうしたことを背景として、高齢化社会の到来に向けて、財政的に余裕のある段階において、新しい労働・福祉政策として、また格差是正の一環として、WIS制度が開始されたといえよう。

しかし、2008年1月中旬の段階で、2007年にワークフェア助成金を受給した約16万人に対して、WIS制度の登録者は約5万4,000人となっており、約10万人の日雇い労働者や自営業者が、同時点で、同制度に登録をしていないことが報道された。(注29) 3月の初めには、このうちの4万6,900人が登録を終えるに至った。(注30)

こうしたことを踏まえたうえで、低所得の自営業者・非正規労働者・高齢者に対する労働・福祉政策であるWIS制度の今後の動向について、注視していく必要がある。

注

*インターネット情報はすべて2008年3月10日現在である。

- (1) “Central Provident Fund (Amendment No.2) Bill.” シンガポール議会サイト <<http://www.parliament.gov.sg/Publications/070044.pdf>>. なお、「中央積立基金法2007年改正法」は、2007年8月27日に制定されている。“Central Provident Fund (Amendment) Bill.” シンガポール議会サイト <<http://www.parliament.gov.sg/Publications/070028.pdf>>

- (2) “Key Indicators on Population,” *Singapore 2007: Statistical Highlights*, Singapore Department of Statistics, p.45. シンガポール統計局サイト <<http://www.singstat.gov.sg/pubn/reference/sh2007.pdf>>
- (3) “4.1 Labour Force, as at June, Labour and Productivity,” *2007 YearBook of Statistics Singapore*, Singapore Department of Statistics. シンガポール統計局サイト <<http://www.singstat.gov.sg/pubn/reference/yos/statsT-labour.pdf>>
- (4) “4.2 Age-Specific Resident Labour Force Participation Rates, as at June Labour and Productivity,” *ibid.*
- (5) “Central Provident Fund Act.” シンガポール法務長官事務局 (Singapore Statutes Online) サイト <http://agcvldb4.agc.gov.sg/non_version/cgi-bin/cgi_retrieve.pl?actno=REVED-36&doctitle=CENTRAL%20PROVIDENT%20FUND%20ACT%0A&date=latest&method=part>. 同法は、1953年以降、条例として7回、1968年以降2001年までに、法律として37回の改正がなされ、注(1)で記したように、2007年に2回の改正が行われた。
- (6) マレー半島 (西マレーシア) は1957年にマラヤ連邦として独立、1963年に北ボルネオ島 (東マレーシア) とシンガポールを含むマレーシア連邦が成立した。
- (7) 詳しくは、マレーシア被雇用者積立基金 (Employees Provident Fund) サイトを参照されたい。 <<http://www.kwsp.gov.my/index.php?lang=en>>
- (8) “Introduction to CPF,” Central Provident Fund Board (以下 CPF Board という)。CPF Board サイト <<http://mycpf.cpf.gov.sg/CPF/About-Us/Intro/Intro.htm>>
- (9) “Review of Operations,” *Saving for Retirement, Central Provident Fund Board Annual Report 2006*. Central Provident Fund Board, CPF Board サイト <<http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/ronlyres/FE01CC32-E58C-4E4A-97A1-483E797A543E/0/AR2006PDF.pdf>>
- (10) *ibid.*

- (11) “Healthcare,” *Saving for Retirement, Central Provident Fund Board Annual Report 2006. op.cit.* (9).
- (12) “Progress Package Overview,” Progress Package. Progress Package サイト 〈http://www.progress.gov.sg/pp_ovw.htm〉
- (13) “Growth Dividends,” Progress Package. Progress Package サイト 〈http://www.progress.gov.sg/gd_ovw.htm〉
- (14) “Help the Elderly meet Retirement and Healthcare Needs top-ups to CPF Special/Retirement & Medisave Accounts,” Progress Package. Progress Package サイト 〈http://www.progress.gov.sg/pp_ovw.htm〉
- (15) 中央積立基金法の第6部「メディシールド制度」のつぎに、第6A部「ワークフェア所得補助制度」の第54A条から第57F条が追加された。
- (16) *Workfare Income Supplement Scheme: Encouraging Older Low-Wage Workers to Stay Employed and Save for the Future*, Central Provident Fund Board. CPF Board サイト 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/A8A09AC2-2797-44CC-99DC-DABC8E-AB616C/0/WISFlyer_ENG.pdf〉. 華語版は 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/397FE2E6-230F-4603-9B46-72B2A360871D/0/WISFlyer_CHI.pdf〉; マレー語版は 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/83E080A9-7AB6-4FFD-AA6C-616F91B58524/0/WISFlyer_MAL.pdf〉; タミル語版は 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/NR/rdonlyres/B91A90EF-9946-4B27-BB97-396FE007FC2E/0/WISFlyer_TAM.pdf〉. シンガポールでは、国語はマレー語であり、公用語として、英語、華語、マレー語、タミル語が使用されている。民族の比率は、中華系が75.2%、マレー系が13.6%、インド系が8.8%、その他が2.4%である。
- (17) “Press Release on CPF Changes and Workfare for Low Wage Works, 2007.2.16.” CPF Board サイト 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/Members/Gen-Info/WIS/PressRel_CPFChanges-WIS.htm〉
- (18) “News Release: 287,000 Workers to Receive \$146 Million in Workfare Income Supplements on 1 January 2008, 2007.12.27.” CPF Board サイト 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/CPF/News/News-Release/N_28Dec2007.htm〉
- (19) “News Release: Medisave Contribution Draw to Encourage Self-Employed and Informal Workers to Contribute to Medisave , 2007.9.14.” CPF Board サイト 〈http://mycpf.cpf.gov.sg/CPF/News/News-Release/N_14Sep2007.htm〉
- (20) “City of Possibilities; Home for All, Highlights of PM’s National Day Rally 2007 Speech,” CPF Board サイト 〈http://www.mom.gov.sg/publish/etc/medialib/mom_library/Workplace_Standards/Files_Income_Security_.Par.30397.File.tmp/NDR2007English.pdf〉
- (21) “Population & Area, Key Annual Indicators,” *Statistics 2007*, Singapore Department of Statistic. シンガポール統計局サイト 〈<http://www.singstat.gov.sg/stats/keyind.html>〉
- (22) *More \$ for Your Retirement*, Central Provident Fund Board, p.1. CPF Board サイト 〈[http://www.mom.gov.sg/publish/etc/medialib/mom_library/income_security/files.Par.84857.File.tmp/CPF % 20 Cartoon%20Booklet.pdf](http://www.mom.gov.sg/publish/etc/medialib/mom_library/income_security/files.Par.84857.File.tmp/CPF%20Cartoon%20Booklet.pdf)〉
- (23) *ibid*; “Planning for the Golden Years: More CPF Savings for Secure Retirement.” CPF Board サイト 〈http://www.mom.gov.sg/publish/etc/medialib/mom_library/corporate/files.Par.89609.File.tmp/golden_yrs-eng-v1.pdf〉
- (24) 特別（退職）口座とメディセイブ口座をまとめて、特別・メディセイブ・退職口座と呼ぶ。
- (25) “Table 1, Employment Change, 1996-2006,” *Labour Market 2006*, Manpower Research and Statistics Department, Ministry of Manpower, Singapore, 2007. シンガポール人材省サイト 〈http://www.mom.gov.sg/publish/etc/medialib/mom_library/mrsd/glm.Par.23156.File.tmp/qtlmr064.pdf〉

- (26) “Key Indicators on Population,” *Singapore 2007: Statistical Highlights. op.cit.* (2).
- (27) 2006年5月の総選挙では、定数84議席のうち人民行動党が82議席を獲得した。これ以外に、憲法改正議決権を有しない非選挙・任命議員が11名いる。
- (28) “Gross Domestic Product by Industry (Table.1.1).” シンガポール統計局サイト〈<http://www.singstat.gov.sg/stats/themes/economy/ess/aesall1.pdf>〉
- (29) “Over 100,000 low-wage workers have not signed up for Workfare,” *Straits Times*, 2008.1.23; “Lack of cash, info - so many don’t sign up for Workfare,” *Straits Times*, 2008.1.25.
- (30) “46,900 low-wage workers sign up as CPF members,” *Straits Times*, 2008.3.6.

参考文献（注で掲げたものは除く）

- ・『シンガポールの福祉政策』（CLAIR REPORT, No.177）財団法人自治体国際化協会, 1998.12. 自治体国際化協会サイト〈http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/177.pdf〉
- ・埋橋孝文「ワークフェアの国際的席捲—その理論と問題点」埋橋孝文編著『ワークフェア—排除から包摂へ』法律文化社, 2007, pp.15-45.
- ・駒村康平「シンガポール・マレーシアの社会保障」広井良典・駒村康平編『アジアの社会保障』東京大学出版会, 2003, pp.172-226.

（えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員）